

国本西小学校いじめ防止基本方針

(策定 平成26年3月25日)

(改定 平成30年4月1日)

(最終改訂 令和6年4月1日)

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対応（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校としてもいじめの防止等対策を充実させる必要があることから本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域、その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させると

ともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。

- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、校内児童指導（いじめ防止等）対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくても開催する

など、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

① 校内児童指導（いじめ防止等）対策委員会

〔構成員〕 全職員，スクールカウンセラー（地域学校園ＳＣ）

その他，事案に応じて構成員を加えるなど，柔軟に対応する。

また，校長が特に必要と認めた場合は，保護者，ＰＴＡ関係，地域協議会委員，関係機関等が参加できる。

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，情報共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善 など

② 校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

（２）いじめの防止等の取組

いじめ防止等に対する取組については，市，家庭，地域，関係機関等と連携して行う。また，各種年間指導計画の作成にあたっては，いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで，学校が組織的に，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく，全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり，認知したいじめについては，いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら，いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また，本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを，学校のホームページや各種たよりで公開し，保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等，様々な機会を捉えて，積極的に周知する。

① いじめの防止

「いじめはどの児童にも，あらゆる場面で起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ 中学生の小学校における「あいさつ運動」の実施
- ・ 児童生徒指導強化連絡会（６月，１１月）
- ・ 国本地域学校園全体研修会（８月，１２月）
- ・ 中学校入学予定者に関する情報交換の実施（３月）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ 全校の児童からいじめ標語を募り、いじめについて考える機会を設ける。(9月)
- ・ いじめに関する集会を開き、いじめがよいことを伝える。(5月, 9月)
- ・ いじめ根絶の象徴である黄色いリボンを胸章に入れる。(5月, 9月)
- ・ いじめゼロ強調月間スローガンを教室内に掲示する。(5月, 9月)

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 道徳科の授業を適切に行う。また、第2回目の授業参観では、思いやりや生命尊重に関する道徳科の授業を行う。
- ・ 体験活動を推進し、地域の方と関わる機会を設ける。
- ・ あいさつ強化週間を設け、児童が友達に進んで関わられるようにする。
- ・ 水曜一斉下校時に「宮っ子の誓い」を唱和する。

エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論を行う機会や場を設定する。
- ・ 教職員は、児童の考えに耳を傾け、受容的、共感的な態度で接する。
- ・ 「いじめはなぜいけないのか」や「いじめは何か」ということを各学年の学級活動の年間計画の(2)「いよりよい人間関係の形成」に位置付けてどの学年でも必ず指導するようにする。
- ・ よい言動をとった児童を賞賛し、また、人の役に立つ機会を多く設けることで自己有用感を高められるようにする。

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ デジタルシティズンシップ教育の推進を図り、情報モラル年間指導計画を基にして、「あんしん、あんぜん情報モラル」等を活用しながら各学年の発達段階と実態を考慮しながら適切に指導する。
- ・ 携帯電話の所持状況を確認し、使用する場合のルールやマナーについて学級指導を行ったり、フィルタリング対策等について保護者に啓発を図ったりして、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組を積極的に推進する。

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・ 学校生活についてのアンケートを年2回行い、いじめに対しての調査を行う。
- ・ いじめゼロ強化月間後にQ-U検査を3年生以上は年1回行い、クラスの状態を客観的に捉える機会を設ける。(5年生は年2回)
- ・ 職員会議(毎月)時に、児童の状況の共通理解を図る。

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に関わる児童に対するいじめ、児童個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災児童、新型コロナウイルス感染に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、児童への正しい理解促進のための指導をしっかりと行う。
- ・ 道徳科の授業や学級活動などを中心とした全教育活動において、偏見的なものの見方や差別的な言動は絶対にしてはいけないということを継続的に指導していく。

ク 全校集会におけるいじめ防止の啓発

- ・ 全校集会における、いじめ防止に係る学校長による講話や児童会の発表を通して、全校児童が一体となって、いじめ防止について考える機会をもつことにより、自ら正しく判断できる児童を育成する。

② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 児童、保護者への相談窓口等の周知

- ・ いじめゼロポスターを各教室に掲示していじめゼロ運動を推進する。
 - ・ 児童指導だより等でいじめに関する相談機関や学校の相談窓口について周知する。
- ※学校の相談窓口は、担任や養護助教諭、児童指導主任、特別支援教育コーディネーター、副校長等とする。

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・ 「宮っ子の誓い」を一斉下校の時に全校児童で唱和する。
- ・ 相談コーナーに悩み事があるときには積極的に書くように児童に周知する。悩み事が書かれた場合は迅速に対応する。

ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ 「学校生活についてのアンケート」を年に2回行ったり、教育相談を年3回、適切に行ったりして、個別に児童の思いを聞きとる。その上で、必要があるときは迅速に対応する。
- ・ アンケート調査では、記名式と無記名式を意図的に取り交ぜるなどしながら、実効性の向上を図る。

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図ったりするなど、ネットいじめを早期発見する。
- ・ 家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発を図る。
- ・ いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを児童に理解させる。
- ・ ネットいじめ等パトロールで問題があった場合は、諸機関に削除依頼を行ったり、教育委員会等に相談したりする。
- ・ 校内児童指導（いじめ防止等）対策委員会やPTA全体会の時に携帯電話によるトラブルについて周知する。

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・ いじめの背景は児童の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであ

り、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用しながら、校内研修を実施する。

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知に関しては、保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、校内児童指導（いじめ防止等）対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。
- ・ 認知したいじめについての加害・被害両児童の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等についての連携を図る。

キ 「Ｑ－Ｕ」の活用

- ・ 「Ｑ－Ｕ」の「個々の質問項目」や「学校生活意欲」に目を向けるなど、児童の回答結果を有効に活用し、児童一人一人の状態を丁寧に把握した上で、いじめや不登校等の早期発見・早期対応に活かす。また、Ｑ－Ｕを用いた学級事例検討会を実施し、個々の教職員及び学校の組織的な対応力の向上を図る。

③ いじめの対処

校内児童指導（いじめ防止等）対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア 校内児童指導（いじめ防止等）対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等を行う。

ウ 「いじめ解消」については、以下のとおり

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態である。
なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、校内児童指導（いじめ防止等）対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

エ いじめ解決に向けて、校内児童指導（いじめ防止等）対策委員会においてスクールカ

ウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解する。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等との連携を図る。

オ いじめ解決に向けた保護者との連携を図ると同時に、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携を図る。

④ 家庭・地域及び関係機関等との連携

ア P T Aとの連携、家庭への啓発

- ・ 日頃から保護者との信頼関係の構築に努め、いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう家庭に依頼する。
- ・ いじめの事案があった被害者・加害者の保護者へは、お互いに家庭や学校での状況が把握しやすいように連絡を密にとる。

イ 地域との連携

- ・ いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼する。

ウ 関係機関等との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報をする。
- ・ その他事案に応じて児童相談所や教育委員会などの関係機関等との連携を図る。

3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間（年間 30 日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、校内児童指導（いじめ防止等）対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「校内児童指導（いじめ防止等）対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、P D C A サイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。

付則 この規定は平成２６年３月２５日より行う。

- ・ 平成３０年４月１日 改定
- ・ 平成３１年４月１日 一部改訂
- ・ 令和 ２年４月１日 一部改訂
- ・ 令和 ３年４月１日 一部改訂
- ・ 令和 ６年４月１日 一部改訂